

# あかり便り

2022年1月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

あけましておめでとうございます。本年もご多幸ありますようお願い申し上げます。

1月は、税理士事務所では通常業務に加え、年末調整や、法定調書・償却資産申告書の提出及び個人確定申告の準備があり、3月まで繁忙期になります。

年末調整及び法定調書・償却資産申告書に関してご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さい。



## ～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



## ～1月の税務カレンダー～

1/11

- 12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

1/20

- 源泉所得税の納期限の特例届出書提出者の源泉所得税の納付

1/31

- 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞
- 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
- 法定調書の提出
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産申告書の提出



## ～トピックス～

### 国税庁：在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQを更新

国税庁は、同庁HPにおいて、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を更新しました。

それによりますと、在宅勤務に係る環境整備に関する物品の支給については、在宅勤務を開始するにあたり、従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機など、企業が従業員に環境整備に関する物品等を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要はあるかとの質問に対し、「従業員の在宅勤務の環境整備のために企業が所有する物品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はない」と回答しております。

しかし、企業が従業員に環境整備に係る物品等を支給した場合（その物品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税する必要があるとしております。

上記の「貸与」については、例えば、企業が従業員に専ら業務に使用する目的で物品等を「支給」する形で配付し、その配付を受けた物品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、「貸与」とみて差し支えないと説明しております。

また、在宅勤務に係る消耗品等の購入費用の支給については、在宅勤務の際に、従業員が負担したマスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品等の購入費用を会社が支給した場合の取扱いに対しては、在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に通常必要な費用を「その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はない」と回答しております。

ただし、在宅勤務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費）について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、あらかじめ支給した金銭について、業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税する必要があるとの注意点を示しておりますので、該当されます方はご確認ください。

<情報提供：エヌピー通信社>